## 平成 26 年度紫波町管理型浄化槽 PFI 事業モニタリング概要書

平成 27 年 3 月

本概要書は、モニタリングを委託した日本上下水道設計株式会社の報告書から主要部分を抜粋して調整したものである。

#### 1. はじめに

紫波町管理型浄化槽 PFI 事業は、本事業の特別目的会社である紫波 PFI 浄化槽整備株式会社(以下、SPC という。)と平成17年12月14日付けで契約し、実施中である。本業務は紫波町管理型浄化槽 PFI 事業の平成26年度における実施状況調査、SPCの財務状況調査及び本事業で浄化槽を設置した住民の意識調査を実施して、本事業の適正な推進に資することを目的としたものである。

## 2. 事業実施状況の調査

## (1) 浄化槽設置基数

平成26年度末までの各人槽別の浄化槽設置基数を表2.1に示す。

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までに設置される浄化槽は 20 基であり、平成 25 年度迄に設置された浄化槽と合わせて、平成 27 年 3 月末における総設置基数は 614 基となる。

表 2.1 净化槽設置基数

単位:基

人槽	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
5人槽	5	10	11	8	12	7	3	5	4	65
7人槽	122	87	71	55	70	39	22	21	14	501
10人槽	12	7	1	4	6	3	3	1	2	39
11~50人槽	1	0	0	4	2	0	0	2	0	9
計	140	104	83	71	90	49	28	29	20	614

## (2) 検査結果

平成 18 年度から平成 26 年度における浄化槽法定検査の結果について表 2.4 に示す。第 7 条検査及び第 11 条検査それぞれにおいて「不適正」と判定された検査結果は 1 件もない。

事業開始後9年目となるものの、未だ「不適正」となった浄化槽は存在せず、引き続き良好な維持管理が実施されている。

## 注)

\*平成26年度は、平成26年4月から11月までの検査結果

\*法定検査について

第7条検査 : 浄化槽の設置工事の適否及び浄化槽の機能状況の確認のため、浄化槽の使

用開始後3ケ月を経過した日から5ケ月以内に受検しなければならない。

第11条検査:保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かを判断するため、毎年1

回受検しなければならない。

#### \*総合判定について

「適正」: 浄化槽の設置及び維持管理に問題があると認められない。

「おおむね適正」: 浄化槽の設置及び維持管理に関し、一部改善することが望ましいと認めら

れる場合、又は今後の経過を注意して観察する必要があると認められる場

合であって「不適正」以外の場合。

「不適正」 : 浄化槽の設置及び維持管理に関し、法に基づく浄化槽の構造、工事、保守

点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善

を要すると認められる。

表 2.2 法定検査の結果

	<u>₩</u>	€ □:			 i果	
年度	検査種	里万川	適正	おおむね適正	不適正	計
	ケッタ	件数	37	13	0	50
平成 18	第7条	割合	74%	26%	0%	-
18   年度	竺11夕	件数	-	-	_	-
'~	第11条	割合	-	-	-	-
	<b>生</b> 7久	件数	89	53	0	142
平成 19	第7条	割合	63%	37%	0%	-
19   年度	竺11久	件数	52	12	0	64
	第11条	割合	81%	19%	0%	_
	<b>竺</b> 7久	件数	53	22	0	75
平成 20	第7条	割合	71%	29%	0%	-
20   年度	竺11久	件数	175	31	0	206
'~	第11条	割合	85%	15%	0%	-
	<b>生</b> 7久	件数	57	26	0	83
平成 21	第7条	割合	69%	31%	0%	-
ZI   年度	竺11夕	件数	216	66	0	282
'~	第11条	割合	77%	23%	0%	-
	<b>生</b> 7久	件数	57	23	0	80
平成 22	第7条	割合	71%	29%	0%	-
ZZ   年度	竺11夕	件数	283	82	0	365
'`~	第11条	割合	78%	22%	0%	-
	第7条	件数	41	14	0	55
平成 23	<b> </b>	割合	75%	25%	0%	_
Z3   年度	第11条	件数	342	105	0	447
	<b>カ</b> ロ木	割合	77%	23%	0%	-
	第7条	件数	34	13	0	47
平成 24	<b> </b>	割合	72%	28%	0%	-
<del>24</del>   年度	第11条	件数	380	131	0	511
	<b>カ</b> ロ木	割合	74%	26%	0%	-
	笠7久	件数	13	9	0	22
平成	第7条	割合	59%	41%	0%	_
25 年度	<b>公11</b> 久	件数	433	126	0	559
	第11条	割合	77%	23%	0%	_
平成	<u></u>	件数	20	9	0	29
26	第7条	割合	69%	31%	0%	-
年度 (11月末	笠11久	件数	418	102	0	520
現在)	第11条	割合	80%	20%	0%	-

## (3) 放流水の水質試験結果(BOD)

平成18年度から平成26年度における法定検査の放流水の水質試験結果について表2.3に示す。

第 11 条検査については放流水の水質 (BOD) について、平均値及び中央値は 目標水質である 20mg/0を十分に下回っている。例年通り、一時的に高い水質試験 値の検出はあるものの、平成 26 年度においても放流水の水質は全般的に良好な状態が維持されているといえる。

但し、7条検査においては、平均値が目標水質である 20mg/0を僅かではあるが上回っている。

毎年度のことであるが、水質試験は採水時点における特殊条件等によって、一時的にBODが異常に高くなってしまう場合がある。特に7条検査においては設置基数が少なかったことと、浄化槽機種の変更により立ち上がりが不安定になることもあったこと等により、一部の高い水質試験値による影響のため平均値が高くなってしまったものと思われる。

今後も良好な状態を維持していくことと、浄化槽の正しい使用方法に関する説明 を続けること等により、一時的に高い水質となってしまう件数を最小限にしていく ことが必要である。

#### 注)

#### \*特殊条件について

一時的な水質の悪化については、季節の変わり目や清掃直後による水処理能力の不安 定化等が想定される。

尚、水質検査については、スポット検査であることから、検査の判定は水質試験結果 だけでするのではなく、他の検査結果も踏まえて総合的に判定するものとされている。

\*中央値:n個の量を大きさの順に並べたとき、中央に位置する値

\*平均値:全値を平均して得られた数値

\*BOD:有機汚濁の代表的指標の一つで、生物化学的酸素要求量とも言い、水中の微生物により消費される酸素の量で表す。合併処理浄化槽の場合、BOD の処理目標水質は20mg/0以下と定められている。

# 表 2.3 法定検査における水質試験結果 (第7条及び第11条)

## ○7条検査結果

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
BOD平均値(mg/l)	15.0	19.1	16.4
BOD中央値(mg/l)	12.0	13.0	9.4
BOD最小値(mg/l)	1.4	1.0	1.6
BOD最大値(mg/l)	54.0	94.0	140.0
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
BOD平均値(mg/l)	18.0	14.6	14.6
BOD中央値(mg/l)	11.0	9.9	8.2
BOD最小値(mg/l)	1.7	1.2	0.5
BOD最大値(mg/l)	97.0	74.0	87.0
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
BOD平均値(mg/l)	15.6	19.8	20.5
BOD中央値(mg/l)	11.0	16.5	16.0
BOD最小値(mg/l)	2.0	2.2	1.0
BOD最大値(mg/l)	63.0	58.0	87.0

# ○11 条検査結果

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
BOD平均値(mg/l)	-	14.2	12.6
BOD中央値(mg/l)	-	7.5	9.5
BOD最小値(mg/l)	-	1.9	1.0
BOD最大値(mg/l)	_	87.0	58.0
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
BOD平均値(mg/l)	11.6	13.6	15.1
BOD中央値(mg/l)	7.6	10.0	11.0
BOD最小値(mg/l)	1.0	0.7	0.1
BOD最大値(mg/l)	55.0	69.0	120.0
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
BOD平均値(mg/l)	14.7	14.5	13.3
BOD中央値(mg/l)	10.5	12.0	10.0
BOD最小値(mg/l)	0.2	0.5	0.4
BOD最大値(mg/l)	96.0	72.0	59.0

## 3. SPC の財務状況調査及び評価

## (1) 第9期(平成25年7月から平成26年6月)経営状況

SPC の第9期の財務内容について、経営分析を行った結果を表 3.1 に示す。

第9期は、昨年度の平成25年7月からの経営状況であり、新規の設置基数も少なくなってきているものの、売上高は若干増加していることと、工事原価の縮減等により、SPCの利益率は増加している。

## 表 3.1 第 9 期の決算報告書からみた経営分析

単付:円

百日	=1 <b>台 →</b>	平成25年7月~平成	<u> </u>
項目	計算式	計算式	比率
売上高経常利益率	経常利益	2,650,241	4.0%
70工商程市利亚平	売上高	65,549,916	4.0%
白口咨太级党利大家	経常利益	2,650,241	13.4%
自己資本経常利益率	自己資本	19,803,391	13.4%
流動比率	流動資産	30,381,300	286.9%
加到几平	流動負債	10,587,909	200.9%
当座比率	当座資産	15,575,598	147.1%
<u> </u>	流動負債	10,587,909	147.170
自己資本比率	自己資本	19,803,391	65.2%
日口貝本比学	総資本	30,391,300	03.2%

## (2) 第1期から第9期における経営状況

第1期(平成17年11月~平成18年6月)から第9期(平成25年7月~平成26年6月)までの経営状況を表3.2に示す。

第9期は、売上高が若干増加していることと工事原価の縮減等により、SPCの利益は増加している。

### \*売上高経常利益率

企業の収益性を表す指標、売上に対する利益の割合であり、比率は高い方が良い。

#### \*自己資本経常利益率

企業の収益性を表す指標、自己資本を効率的に使っているかを表すものであり、比率は高い方が良い。

#### \*流動比率

企業の安定性を表す指標、短期的な支払能力を判断するものであり、150%以上であれば優良といわれており、比率は高い方が良い。

#### \*当座比率

企業の安全性を表す指標、流動比率より厳密に支払能力を判断するものであり、100%以上であれば問題はないといわれており、比率は高い方が良い。

## \*自己資本比率

企業の安全性を表す指標、企業の財源に対する自己資金の割合であり、比率は高い方が良い。

# 表 3.2 経営状況 (9年間)

40	

							甲12○円	
		第1期		第2期		第3期		
項目	計算式	平成17年11月~平月	平成17年11月~平成18年6月		平成18年7月~平成19年6月		平成19年7月~平成20年6月	
		計算式	比率	計算式	比率	計算式	比率	
<b>古上京</b> 级尚利光索	経常利益(又は経常損失)	△ 1,827,921	4.0%	622,406	0.0%	△ 17,059,675	10.0%	
売上高経常利益率	売上高	36,936,600		284,361,188	0.2%	167,563,941	-10.2%	
白口次士权尚利共安	経常利益	△ 1,827,921	-10.1%	622,406	3,4%	△ 17,059,675	-1118.0%	
自己資本経常利益率	自己資本	18,067,179	-10.1%	18,504,585	3.4%	1,525,910	1110.0%	
流動比率	流動資産	50,451,532	152.9%	80,317,724	129.9%	32,501,353	104.9%	
派到几平	流動負債	32,999,889	152.9%	61,823,139	129.9%	30,985,443		
当座比率	当座資産	50,681,532	153.6%	75,694,724	122.4%	26,957,053	07.00	
<b>当</b> 座比平	流動負債	32,999,889	153.6%	61,823,139	122.4%	30,985,443	87.0%	
自己資本比率	自己資本	18,067,179	35.4%	18,504,585	23.0%	1,525,910	4.79	
日山貝本以平	総資本	51,067,068	33.4%	80,327,724	23.0%	32,511,353	4.7%	

#### \* / \_ \_

							単12:円	
		第4期		第5期		第6期		
項目	計算式	平成20年7月~平成	平成20年7月~平成21年6月		平成21年7月~平成22年6月		平成22年7月~平成23年6月	
		計算式	比率	計算式	比率	計算式	比率	
売上高経常利益率	経常利益(又は経常損失)	17,786,936	11.7%	△ 4,186,736	-2.7%	720,426	0.5%	
<b>元工</b> 同程吊利益学	売上高	151,790,085	11.770	154,105,993	-2.770	144,677,615	0.5%	
白口次士奴尚利光安	経常利益	17,786,936	92.9%	△ 4,186,736	-28.3%	720,426	4.7%	
自己資本経常利益率	自己資本	19,140,846	92.9%	14,807,110	-20.3%	15,357,536	4.770	
<b>本動し</b> 変	流動資産	45,661,237	170.18	50,741,835	141.00	28,903,142	213.2%	
流動比率	流動負債	26,530,391	172.1%	35,944,725	141.2%	13,555,606	213.2%	
V III LL 호	当座資産	38,360,937	144.6%	43,960,335	100.00	15,076,296	111.2%	
当座比率	流動負債	26,530,391	144.6%	35,944,725	122.3%	13,555,606	111.2%	
自己資本比率	自己資本	19,140,846	41.9%	14,807,110	29.2%	15,357,536	F2 18	
日じ貝本几半	総資本	45,671,237	41.9%	50,751,835	29.2%	28,913,142	53.1%	

#### 単付:円

		第7期		第8期		第9期		
項目	計算式	平成23年7月~平成24年6月		平成24年7月~平成25年6月		平成25年7月~平成26年6月		
		計算式	比率	計算式	比率	計算式	比率	
売上高経常利益率	経常利益(又は経常損失)	2,068,684	1.9%	706,884	1.1%	2,650,241	4.0%	
77.工商程书刊董华	売上高	107,693,962	1.9%	64,652,631	1.170	65,549,916	4.0%	
自己資本経常利益率	経常利益	2,068,684	12.0%	706,884	4.1%	2,650,241	13.4%	
日C貝本経吊利益率	自己資本	17,271,220	12.0%	17,406,504	4.170	19,803,391	10.470	
流動比率	流動資産	37,228,461	186.4%	33,061,504	211.1%	30,381,300	286.9%	
<b>加到几</b> 平	流動負債	19,967,241		15,665,000	211.170	10,587,909	200.970	
当座比率	当座資産	13,887,489	69.6%	10,681,960	68.2%	15,575,598	147.1%	
<b>当</b> 座比华	流動負債	19,967,241	09.0%	15,665,000	00.2%	10,587,909		
ウコ次士以安	自己資本	17,271,220	46.4%	17,406,504	EO CW	19,803,391	CE ON	
自己資本比率	総資本	37,238,461	46.4%	33,071,504	52.6%	30,391,300	65.2%	

## 4. アンケート調査

## (1)アンケート調査の目的

紫波町管理型浄化槽事業に関し、本事業で浄化槽を新たに設置した住民にアンケート調査を実施して、SPCによる事業説明、設置申請手続き及び設置工事に関する住民の満足度について把握することを目的とした。

## (2) アンケート調査票回収率

平成 25 年 10 月以降に、本事業により合併処理浄化槽を設置した住民の 27 世帯 に調査票を配布したところ、20 世帯から回答が寄せられた。調査票の回収率は 74.1%であった。

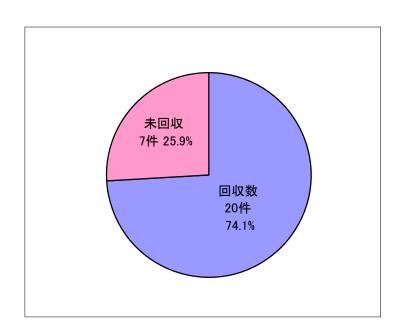


図 4.1 浄化槽新規設置者アンケート回収率

## (3)回答結果

## ①世帯主の年齢

回答が寄せられた20世帯の世帯主の年齢を示す。

今年度においても昨年度と同様に 60 歳代の割合が最も高くなっていたが、 50 歳代も多くなっていた。また、70 歳代以上の高齢世帯についても昨年度より僅かではあるが多くなっていた。

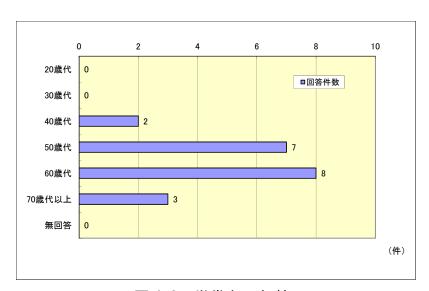


図 4.2 世帯主の年齢

## ②浄化槽の人槽

回答が寄せられた 20 世帯の浄化槽の人槽を示す。 昨年度と同様に 7 人槽が最も多く、全体の 7 割となっていた。

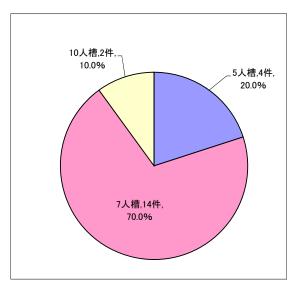


図 4.3 浄化槽の人槽

## ③家族人数

回答が寄せられた20世帯の家族人数を示す。

3 人以上の回答が多くなっており、比較的に家族人数が多い世帯の割合が高くなっていた。

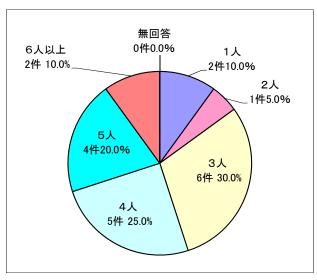


図 4.4 家族人数

## ④浄化槽を設置した状況

回答が寄せられた20世帯の浄化槽を設置した状況を示す。

家の新築・建て直しが 6 件、汲み取りトイレからの変更が 11 件、単独処理 浄化槽からの変更が 3 件となっており、今年度においては汲み取りからの変更 が多くなっていた。

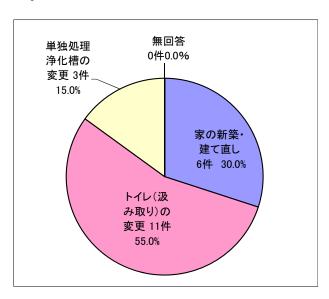


図 4.5 浄化槽を設置した状況

## ⑤町及び SPC による事業 PR

本事業に関する「町及び SPC による事業 PR」については、「よくわかった」 が 20.0%、「わかった」 が 55.0%であり、両者で全体の 75%であった。

ただし、「わかりにくかった」や「わからなかった」との回答も寄せられていた。このうち、「わからなかった」の回答の 2 件については新築・建て直しで浄化槽を設置したため、手続き等もすべて工事業者に任せてしまったためとの理由が追記されていた。

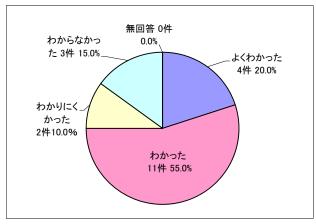


図 4.6 町及び SPC による事業 PR

## ⑥SPC による浄化槽設置のための申請手続きに関する説明

「SPC による浄化槽設置のための申請手続きに関する説明」については、「よくわかった」が30.0%、「わかった」が55.0%であり、両者で全体の85%であった。ただし、「わかりにくかった」及び「わからなかった」の回答も寄せられていた。このうち、「わからなかった」の回答の2件については新築・建て直しで浄化槽を設置したため、手続き等もすべて工事業者に任せてしまったためとの理由が追記されていた。

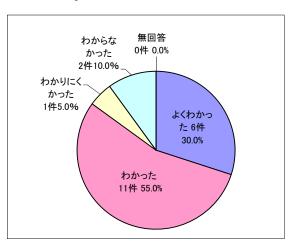


図 4.7 SPC による浄化槽設置のための申請手続きに関する説明

#### ⑦現地調査と工事の説明

「現地調査と工事の説明」については、「よくわかった」が 25.0%、「わかった」が 60.0%であり、両者で全体の 85%であった。ただし、「わかりにくかった」及び「わからなかった」の回答も寄せられていた。

このうち、「わからなかった」の回答の 2 件については新築・建て直しで浄化槽を設置したため、手続き等もすべて工事業者に任せてしまったためとの理由が追記されていた。

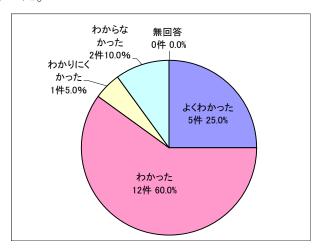


図 4.8 現地調査と工事の説明

#### ⑧申請手続きと日数

「申請手続きと日数」については、「良かった」が 40.0%、「普通」が 30.0% であり、両者で全体の 70%となっていた。ただし、改善すべきとの回答も 2 件寄せられており、これらの回答者から工事の遅れに対する意見が寄せられていた。

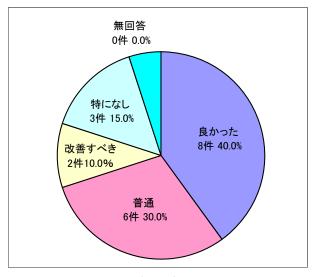


図 4.9 申請手続きと日数

## ⑨浄化槽本体工事の作業内容

「浄化槽本体工事の作業内容」については、「良かった」が 40.0%、「普通」が 40.0%であり、両者で全体の 80%となっていた。

ただし、「改善すべき」が 1 件寄せられており、この回答者を含めて、工事の 作業に対する複数の意見が寄せられていた。

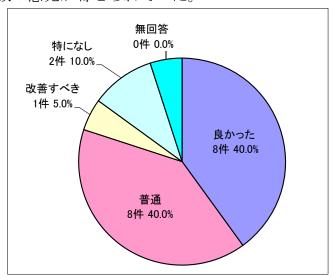


図 4.10 浄化槽本体工事の作業内容

## ⑩浄化槽の使い方の説明

「浄化槽の使い方の説明」については、「よくわかった」が 15.0%、「わかった」 が 65.0%であり、両者で全体の 80%であった。

ただし、「わかりにくかった」の回答が 1 件寄せられていた。また、説明がなかったとの意見が寄せられていた。

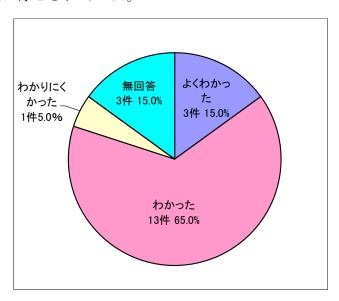


図 4.11 使用方法と維持管理の説明

## ①トイレの改装、配管工事の見積から工事までの手続き

「トイレの改装、配管工事の見積から工事までの手続き」については、「良かった」が 15.0%、「普通」が 45.0%であり、両者で全体の 60%となっていた。

「改善すべき」の回答が 1 件あり、この回答者を含めて見積に関する意見が 2 件寄せられていた。

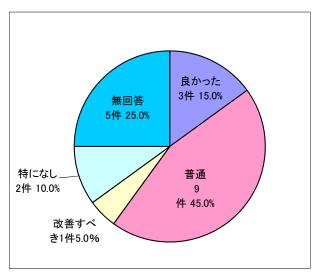


図 4.12 トイレ改装、配管工事の説明、手続き

## (12)トイレの改装、配管工事の作業内容

「トイレの改装、配管工事の作業内容」については、「良かった」が 10.0%、「普通」が 35.0%であり、両者で全体の 45.0%となっていた。

「改善すべき」の回答が3件あり、これらの回答者を含めて工事に関する意見が4件寄せられていた。

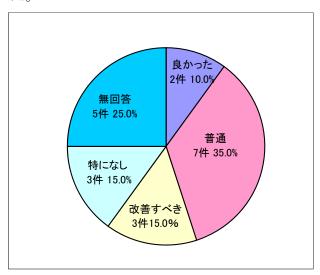


図 4.13 トイレ改装、配管工事の作業内容

## (2) アンケート結果の分析

今年度のアンケート調査では、新規設置者 27 件のうち、7割を超える 20 件の回答が得られた。今回の回答から推察される本事業に対する住民の感想・意向等を以下に示す。

## ①世帯主年齢、家族人数、浄化槽人槽、設置した状況(問1~問5)

今回も世帯主年齢は 60 代以上の高齢世代が多く、家族人数も3人以上との回答 が多くなっていた。例年と同様に、浄化槽を設置するのは家族人数が3人以上の世帯が多く、高齢者の少人数世帯が残されていることが推察される。

浄化槽人槽では、やはり7人槽が多くなっており、家族人数が少ないにもかかわらず、7人槽となっている世帯も多いと思われる。

浄化槽の設置した状況について、今回は「家の新築、建て直し」よりも「トイレ (汲み取り)の変更」によるものが多くなっていた。昨年度は消費税率変更の影響 のため新築が多くなったと推測されたが、今年度は、やはり新築の設置は落ち込ん でしまったものと思われた。

## ②事業の説明、手続き、浄化槽本体工事(問6~問7)

各調査項目とも「良かった」・「よくわかった」、または「普通」・「わかった」との回答が、今回も大半を占めており、浄化槽新規設置者の本事業に対する満足度は概ね良好なものといえる。

但し、昨年度は「苦情やクレーム」等の意見がほとんどみられなかったものの、 今年度は、少数ではあるが、「改善すべき」との回答とともに、「苦情やクレーム」 と解されるような意見がみられた。

少数ではあるものの事業の説明や手続きについて、「わからなかった」との回答や 不満を示す意見が寄せられていたことについては、新築・建て直し等のため、手続 き等もすべて工事業者に任せてしまったこと、PFI 事業の特徴や冬季間は設置工事 が実施できないことが十分に周知されていないことが原因と推測された。

町や SPC は、事業の説明や手続きについて、今後も引き続き広く周知活動をしていくことが必要と思われた。

#### ③浄化槽の使い方について(問8)

浄化槽の使い方の説明については、「よくわかった」・「わかった」との回答が今回も大半を占めており、「浄化槽の使い方」の説明について特に問題はないと思われた。

しかし、「わかりにくかった」との回答が1件あり、対応について不満を示す意 見も1件であるが寄せられていた。

浄化槽の使用は継続するものであるため、SPC は浄化槽の使い方に関する説明を引き続き行っていくことを心掛けていただきたい。

## ④配管、宅内工事について(問9)

配管、宅内工事については、得られた回答数も少ないものの今年度においても SPC グループで浄化槽本体とともに実施されたものが多いと推察された。

「普通」との回答が最も多くなっていたが、昨年度にはみられなかった「改善すべき」との回答や、「苦情やクレーム」と解されるような意見がみられた。

また、回答された工事金額については、今年度においても平均すると 100 万円を 超えていた。

配管、宅内工事を実施するのは SPC グループだけではないものの、SPC グループは勿論のこと受託した業者においては、高額な出費を行っている住民に満足してもらえる工事を実施することに努めていただきたい。

#### 5. 総括

#### (1) 浄化槽の設置について

紫波町管理型浄化槽整備事業は、下水道等の集合処理と同等に、事業区域内の住居を対象に生活排水処理を実施することを目的として、平成 18 年度から PFI 方式を導入して事業を開始した。

平成 27 年 3 月までに 614 基の浄化槽が設置されることになっており、このうち 今年度(平成 26 年度)において新たに設置される浄化槽は 20 基と見込まれている。

各年度について対象基数に対する単年度の設置基数の割合を整備率として算定すると表 5.1 のようになっている。今年度の整備率は 1.9%であり、昨年度の 2.8%に比べて低下している。

昨年度は、消費税率変更の影響により若干増加したと推測されるが、経済的負担の問題や高齢化等を勘案すると、今後も整備率は年々減少していく傾向にあると考えられる。

今年度で総設置基数は 600 基を超えており、今後も浄化槽の設置は進めていくものの事業の比重は設置から維持管理が中心となってきていると考えられる。

表 5.1 浄化槽設置基数と整備率

単位 (基)

年次	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
単年度	140	104	83	71	90	49	28	29	20	614
累計	140	244	327	398	488	537	565	594	614	-
対象基数	1, 200	1, 096	1, 013	1, 242	1, 152	1, 103	1, 075	1, 046	1,026	-
整備率	11. 7%	9. 5%	8. 2%	5. 7%	7. 8%	4. 4%	2.6%	2.8%	1. 9%	ı
備考				区域拡大によ り、対象基数 300基追加。						

#### (2) 浄化槽の維持管理について

本事業において管理される浄化槽は、設置された浄化槽と寄附採納された浄化槽を合わせて、平成27年3月には、623基(町設置614基+寄附9基)になる。

表 5.2 に本事業の年次別の法定検査結果 (第 11 条)を示す。本事業は今年度で 9 年度目となるが、第 11 条法定検査において不適正と判定された浄化槽は未だ 1 件もなく、適正判定の割合が 8 割に達している状態となっている。

表 5.3 に全国の法定検査結果を示す。また、図 5.1 に法定検査結果の比較を示す。 全国の平均値においても、5%程度の割合で不適正な浄化槽がみられており、適 正判定も7割程度となっている。

今後においても、良好な維持管理を継続していくためには、SPC による維持管理

業務の適正な実施と、使用者である住民においても正しい使用を心掛けてもらうことが必要である。

町や SPC においては、今後も住民に向けて継続的に浄化槽の使い方について説明や注意をしていくことが重要である。

表 5.2 年次別法定検査結果 (第 11 条検査)

五 0 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7						
年度	平成1	8年度	平成1	9年度	平成20年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
適正	-	-	52	81.3%	175	85.0%
おおむね適正	_	_	12	18.8%	31	15.0%
不適正	ı	_	0	0.0%	0	0.0%
年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
適正	216	76.6%	283	77.5%	342	76.5%
おおむね適正	66	23.4%	82	22.5%	105	23.5%
不適正	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
年度	平成24年度		平成25年度		平成2 (11 <i>)</i>	6年度 月末)
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
適正	380	74.4%	433	77.5%	418	80.4%
おおむね適正	131	25.6%	126	22.5%	102	19.6%
不適正	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

表 5.3 法定検査結果全国平均値

	第7条検査	第 11 条検査
適正	69.4%	71.3%
おおむね適正	23.9%	24.2%
不適正	6.7%	4.5%

\*環境省:「浄化槽行政組織等調査」(平成24年4月1日~平成25年3月31日)より

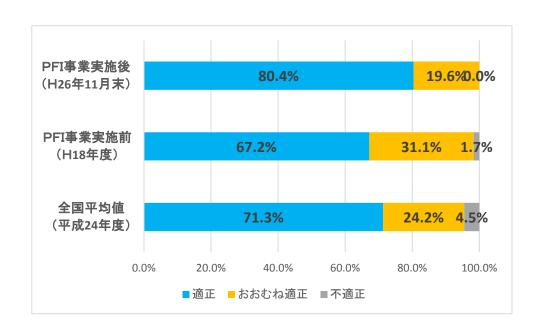


図 5.1 法定検査結果の比較(第 11 条検査)

## (3) 今後の事業のあり方

本事業も9年目となり、浄化槽の設置が可能である世帯については、概ね整備が 済んでおり、維持管理が中心になってきたとの感触がある。

今後も引き続き、未整備世帯への浄化槽設置に対する働きかけは必要であるもの の経済的負担が大きいと思われる高齢者等の世帯においては、個人負担を軽減化す る補助制度等でもない限り、浄化槽設置は困難になっていると思われる。

今後の町の財政状況を勘案しながら、高齢者等の未整備世帯における具体的な個人負担軽減策の検討を行っていくことが望まれる。

現在のPFI事業終了後においては、事業の中心が維持管理業務になっていくと思われるが、現在と同様な適正な維持管理の実施を図るためには、引き続き民間活力を導入するなどして、事業コストの縮減と、現在、提供されている住民サービスの継続が可能となる第二期事業を導入することが望まれる。